



# お知らせ

## 各種健診のお知らせ

### ①がん検診等(予約制)

日時	内容	対象	費用
3月16日(火) 9:30~10:30 13:30~14:30	検乳がん 超音波検査及び 視触診	30歳代	※1,000円
	骨量検査	18歳以上	無料

※料金の免除制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

- ▶場所 西成区保健福祉センター(区役所2階)
- ◎すでに予約終了している日程もありますのでご了承ください。
- ◎各種健診は取扱医療機関においても受けられますので、詳しくはお問い合わせください。

### ②歯科相談(予約不要・無料)

- ▶対象 市民の方(年齢制限なし)
- ▶日時 3月16日(火) 13:30~14:30
- ▶場所 区役所1階 区民ロビー

### ③結核健診(予約不要・無料)

- 結核は感染症であり、早期に発見し、治療することが大切です。
- ▶対象 15歳以上の市民の方
- ▶日時 2月25日(木) 11:00~12:00
- ▶場所 西成区保健福祉センター(区役所2階)

### ④特定健康診査(予約不要)

- ▶日時 2月21日(日) 9:30~10:30
- ▶場所 西成区保健福祉センター(区役所2階)
- 受診の際は必ず、受診券と健康保険被保険者証をご持参ください。
- 特定健康診査を受診できるのは、40歳以上の大阪府国民健康保険及び大阪府後期高齢者医療保険にご加入の方のみです。他の医療保険にご加入の方は各医療保険者にご確認ください。

### ①~③の予約・問い合わせ

西成区保健福祉センター 保健担当(地域保健) ☎6659-9882  
 ④の問い合わせ 保険年金担当(保険) ☎6659-9956

## あべの西南市税事務所からのお知らせ

### ■個人市・府民税の申告受付が始まります

平成21年分個人市・府民税の申告を、あべの西南市税事務所(あべのメディックス12階)と区役所5階特設会場で受け付けます。受付期間を過ぎると、区役所では受け付けできませんので、あべの西南市税事務所へご提出ください。  
 所得がない方や個人市・府民税が非課税となる方も、課税(所得)証明書が必要な場合や、公営住宅居住者などで所得申告が必要な場合は、個人市・府民税の申告が必要となります。期限内の申告にご協力をお願いします。なお、所得税の確定申告をされる方は、この申告は不要です。  
 公的年金等の収入のみの方には申告義務はありませんが、平成21年中に支払われた社会保険料等を申告されることで個人市・府民税額が下がる場合がありますので、詳しくは市民税担当へお問い合わせください。

- ▶受付期間 2月16日(火)~3月15日(月)(土・日曜日除く)  
9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00)
- ▶受付場所 あべの西南市税事務所(阿倍野区旭町1-2-7 あべのメディックス12階) 区役所5階 特設会場
- ▶問い合わせ あべの西南市税事務所 個人市民税担当 ☎6634-2953

## 西成税務署からのお知らせ

### ■平成21年分の申告と納税

平成21年分の申告と納税は、それぞれの期限までにお済ませください。  
 申告書の作成には、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」や「e-Tax(電子申告)」をご利用ください。

	所得税	消費税及び地方消費税
申告期限・納税期限 (振替納付日)	3月15日(月) [4月22日(木)]	3月31日(水) [4月27日(火)]

確定申告の詳しい情報は 国税庁ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ 西成税務署 個人課税部門 ☎6659-5131

## 専門相談日

秘密厳守・無料

	日時	場所
①法律相談	2月16日(火)・3月5日(金)・3月16日(火) 12:45~15:00 ※12:45に抽選で相談順位を決めます。	西成区役所 4階会議室
②ナイター法律相談	3月12日(金) 18:00~20:00	西成区民センター
③就労相談 (仕事の紹介・あっせんではありません)	2月19日(金)・2月26日(金) 3月5日(金)・3月12日(金) 13:20~15:30 ※13:20に抽選で相談順位を決めます。 ※16:00~17:00の時間帯は予約により相談を受付ます。予約の受付は、 大阪市地域就労支援センター ☎0120-939-783 ☎6567-6889	西成区役所 7階相談室

※いずれの相談も当日のみ受付(③は一部予約)。②は先着順。  
 相談者が多数の場合は、受付時間内でもお断りすることがあります。  
 市民の方は、他の区役所においても相談を受けることができます。

- ▶問い合わせ ①③区民企画担当(市民活動推進) ☎6659-9683  
②大阪市総合コールセンター(年中無休) ☎4301-7285

## 届きましたか 新1年生の就学通知書

今年4月に、小・中学校へ入学されるお子さんがおられるご家庭に、就学通知書をお送りしています。まだ届いていない場合は、お問い合わせください。

- ▶対象 小学校…平成15年(2003年)4月2日~平成16年(2004年)4月1日までに生まれた方  
中学校…平成22年(2010年)3月に小学校卒業見込みの方

※国立・私立の学校及び市立咲くやこの花中学校へ入学される場合は、その学校が発行する「入学許可証」と「印鑑」を持って、住民情報担当(住民登録)へお届けください。

- ▶問い合わせ 住民情報担当(住民登録) ☎6659-9784

しない させない 越境入学

住民登録を正しく行い、居住している校区の小・中学校に就学しましょう。  
 越境入学と分かれば、入学後でも実際の居住地の学校へ転校していただけます。



奈良教育大学名誉教授  
中川喜代子さん

## ドメスティック・バイオレンスのない社会を築くために

### ★「ドメスティック・バイオレンスは犯罪です」

女性への暴力に反対する運動は、1970年代にまずヨーロッパの国々から始まり、その後、世界各地に広がっていきました。わが国でも1990年後半から、ドメスティック・バイオレンス(以下、DVと略称)が社会問題として、女性の人権を脅かす重大な犯罪であると認識されるようになり、ようやく2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(「DV防止法」)が制定・施行され、取組みが具体化されてきました。  
 DVとは、要するに、配偶者(内縁関係をふくむ)や恋人など女性に対して密室で行なわれる暴力を指します。暴力の表れ方は、殴る、蹴る、物を投げるなどの身体的暴力だけでなく、生活費を渡さないなどの経済的暴力、口汚くののしる、「出て行け」「別れるなら殺すぞ」など言葉でおどす精神的暴力、セックスの強要、避妊に協力しないなどの性的暴力、子どもへの加害行為をほめかす子どもを利用した暴力、実家や友人とのつきあいを制限する社会的暴力などさまざまです。

DVの加害者は、職場や地域、あるいは趣味の活動の場では、「温厚な人」とみられており、パートナーや交際相手に対してだけ、意図的に暴力を振るっているのですが、もし、職場や地域で同じ行為をすれば警察が逮捕し拘留するでしょう。当然、犯罪者となる行為なのです。内輪の親しい女性が相手だから(母親への甘え)、「物分りの悪い妻に、ものの道理を教えた」(妻に教え諭す)といったわがまま身勝手を生み出す男たちの心理のなかに、「男らしさ・女らしさ」へのこだわり、男性が幼い頃から教え込まれてきた「男らしく生きよ」という教えが、「暴力夫」を生み出しているのではないのでしょうか? 他方、女性も「男性は強くなければ」と思いこみ、男性に強さを求めてきたこれまでのジェンダー意識や、暴力を容認する風土がその背景にあるといつてよいでしょう。しかし、どのような理由づけも決して犯罪符にはなりません。その行為は犯罪なのです。 (3月号につづく)

西成区人権啓発推進会(事務局:区民企画担当(市民活動推進)) ☎6659-9743

固定資産税・都市計画税(第4期分)の納期限は3月1日(月)です。市税へのご理解と納期内の納付をお願いします。